

早期退職に係る募集実施要項

令和4年1月19日
農林水産消費安全技術センター理事長

今般、組織の年齢別人員構成を適正化し、組織の活性化を図ることを目的として、次のとおり早期退職希望者の募集（国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第8条の2第1項第1号）を行う。

1 募集の対象

令和4年3月31日現在で、50歳以上60歳未満の職員

2 募集人数

3名程度を予定

3 募集期間

令和4年2月2日(水)12時から令和4年3月4日(金)12時まで

なお、応募者数が募集人数を超えた場合は、募集を終了する場合がある。

4 退職すべき期間

令和4年3月31日(木)から令和4年4月30日(土)

応募認定後、上記期間の中から退職すべき期日を定め、通知する。

なお、認定後に生じた事情により退職すべき期日に退職されると公務の能率的な運営の確保に著しい支障を及ぼすことになる場合には、その旨及びその理由を明示し、職員本人の書面による同意を得た上で、公務の効率的な運営を確保するために必要な限度で当該期日を繰り上げ又は繰り下げることがあり得る。

5 応募の手続き

- (1) 応募しようとする職員は、「応募申請書」（別記様式第1）に必要事項を記入の上、募集の期間内に、下記7の応募受付宛先に電子メールにて提出する。応募する場合には、事前に下記6の所属の「本件に関する相談先」にその旨必ず連絡する。

また、早期退職募集に応募して認定された職員のうち、民間企業への再就職の支援を希望する職員は、「応募申請書」の「1 応募をする早期退職希望者の募集について」欄中「備考」欄に再就職支援希望の旨を記載する。

- (2) 認定又は不認定の通知書は、所属の人事担当者を通じて交付される。

通知書は、特段の事情がある場合を除き、募集の期間の末日（募集期間中に募集を終了した場合は、終了した日）から2週間以内に交付される。

なお、電子媒体（メール等）による通知で差し支えない職員は、「応募申請書」の「1 応募をする早期退職希望者の募集について」欄中「備考」欄に電子媒体により通知を受ける旨を記載する。

- (3) 応募申請書の提出後、応募を取り下げたい場合には、「応募取下げ申請書」（別

記様式第2)に必要事項を記入の上、下記7の応募受付宛先に電子メールにて提出する。なお、応募の場合と同様に、提出前に下記6の所属の「本件に関する相談先」にその旨必ず連絡する。

6 本件に関する相談先
別紙「早期退職募集についての相談窓口」に記載された所属の担当者

7 応募受付宛先
e-mail: XXXXXXXXXX (早期退職/農林水産消費安全技術センター)

(注1) 次の(1)から(4)までのいずれかに該当する職員は、応募をすることができない。

- (1) 非常勤職員
- (2) 臨時的任用職員、法律により任期を定めて任用されている職員
- (3) 令和4年4月30日までに定年に達する者
- (4) 令和4年2月2日(募集開始日)において、懲戒処分(ただし、故意又は重過失によらないで管理・監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。以下同じ)を受けている者又は令和4年2月2日から令和3年3月4日(募集の期間内)までの間に懲戒処分を受けた者

(注2) 応募者が次の(1)から(4)までのいずれかに該当する場合には、不認定となる。

- (1) この募集実施要項に適合しない場合
- (2) 応募後に、懲戒処分を受けた場合
- (3) 懲戒処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある場合その他応募者に対し認定を行うことが当法人の業務に対する国民の信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合
- (4) 引き続き職務に従事することが当法人の業務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合

(別 紙)

【早期退職募集についての相談窓口】

	対 象 職 員	担当課室名	担当者
1	本部に所属する職員 (以下2、3に所属する職員を除く)	総務部人事課	人事課長 課長補佐 人事第1係長
2	総務部小平総務分室及び農薬検査部に 所属する職員	総務部 小平総務分室	小平総務分室長
3	横浜事務所に所属する職員	横浜事務所 業務管理課	業務管理課長
4	札幌センターに所属する職員	札幌センター 業務管理課	業務管理課長
5	仙台センターに所属する職員	仙台センター 業務管理課	業務管理課長
6	名古屋センターに所属する職員	名古屋センター 業務管理課	業務管理課長
7	神戸センターに所属する職員	神戸センター 業務管理課	業務管理課長
8	福岡センターに所属する職員	福岡センター 業務管理課	業務管理課長